

ご意見の概要及びご意見に対する考え方

No.	ご意見の項目	ご意見等の概要	ご意見に関する考え方
1	第3 監視指導の実施に関する事項 1 監視指導事項 (2) 重点監視施設及び監視事項	令和2年度の実施結果で法令違反や食中毒の原因及び異物混入等の指導を受けた施設への監視指導を追加してください。	法令違反や、異物混入事例があった場合は、その都度、拡大防止や再発防止について、十分に指導を行っております。
2		令和2年度は漬物製造施設の監視指導が入っていましたが、令和3年度は削除となった理由をお聞かせください。	漬物製造業については、近年、本県において食中毒の発生がないこと、また、許可業種となり、施設基準の適用を受けることから、重点監視施設から削除しました。
3	3 施設への立入検査	コロナ禍で施設への立入検査が計画通り実施できるよう、方法についてWEB等を活用するなど調査研究をお願いいたします。	今回のご意見を参考に、施設への立入検査が計画通り実施できるよう、方法について工夫するよう努めます。
4	(2) 施設毎の標準監視回数	富山県の計画と富山市の計画を見比べてところ、同じ北陸の地方自治体なのにどうして業種（施設）別の立入予定回数の設定が異なるのか。特に、飲食店（食堂、レストラン）では、富山市は県内で1番規模の大きい自治体であるにもかかわらず、1回100食未満の普通規模の食堂では2年に1回の立ち入りに対し、富山県では氷見や舟橋村のような小さい自治体にある店でも、年間2回（2年で4回）も保健所の立ち入りがある。同じ飲食店なのに不公平ではないか。それとも富山市以外の店が不衛生ということか。 計画を作って、結果を公表しているのであれば、どのような改善効果があったのか（なかったのか）、指標を示してそれを次の計画にすぐに反映させること。 また、飲食店側がきちんと対応できる時に来てほしい。	新型コロナウイルス感染症の拡大、影響もあり、本年度は計画どおりの実施が困難であったことから、標準監視回数の見直しは、最小限としました。 次年度以降の計画、見直しの参考とさせていただきます。
5	第6 消費者への	引き続きコロナ禍でテイクアウト等の	広報や研修会など様々な機会を通じて、消

No.	ご意見の項目	ご意見等の概要	ご意見に関する考え方
	情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）	需要が増えると想定されます。自宅までの温度管理や自宅での保管方法等への注意喚起をお願いいたします。	費者啓発に努めます。
6	の実施に関する事項	食中毒を防止するため、特に夏場はバーベキュー等が増えるシーズンです。消費者に肉や魚介類の焼き方や保管方法について丁寧に情報提供をお願いいたします。	